

第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）素案 概要

計画の趣旨・位置付け

- ① 男女共同参画社会基本法第14条に基づく、県の基本計画であり、新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例の理念である男女平等社会の形成のためのもの
- ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条に基づく、県における施策について定めた計画

計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

基本理念

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念に基づく、本計画の基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 男女の社会活動を自由に選択できる社会制度や慣行の確立
- ③ 政策・方針の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活とその他の活動の両立
- ⑤ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥ 国際社会の動きとの協調

計画策定の背景

- 人口減少と少子高齢化の進行：特に若い女性の県外への流出による社会減 など
- 家族形態の変化：未婚、単独世帯の増加 など
- 就業状況の変化：非正規雇用労働者の増加 など
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響：女性を巡る諸課題の顕在化 など
- その他（SDGs達成に向けた世界的潮流 など）

計画の目標

「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解し、その推進に取り組むという趣旨で、計画の目標を「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」とする。

改定のポイント

- 国の第5次男女共同参画基本計画で課題とされている「若い女性の大都市圏への流出」について、当県においても深刻な人口減少の要因の一つと捉え、女性が能力を発揮して働き続ける環境の整備や女性の活躍に向けた意識改革を積極的に進めるため、「女性の県内定着、U・Iターンのための環境整備」を新たな重点項目として加えた。（Ⅱ－3）
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により顕在化した女性への深刻な影響（雇用や所得への影響、家事や育児等の負担増、自殺者の増加など）は、平時において男女共同参画が進んでいなかったことが根底にあると指摘されており、様々な困難を抱える女性に対する支援を更に進めていくこととした。（Ⅲ－4）

第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）素案 概要

基本目標ごとの主な課題

【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】

- 性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要
- 学校教育、生涯教育等を通じて男女平等意識を育むことが必要
- 女性等に対するあらゆる暴力根絶や生涯を通じた健康づくりを支援することが必要

【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり】

- 政策・方針決定過程への女性参画の推進が必要
- 職業生活において女性が活躍していくために女性が能力を高める機会が必要
- 女性が働きにくい環境であることなどに起因する若年女性の県外流出への対応が必要
（地方において根強く残る性別による固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアスなどが女性の居場所と出番を奪っている）
- 女性は非正規雇用労働者の割合が高いことから、離職者への再雇用を支援する取組や男女均等な機会と待遇の確保が必要

【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】

- 仕事と家庭等の二者択一を迫られることのない仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする環境整備が必要
- 子育て、介護サービスの支援体制の充実や男性育休の取得促進などが必要
- 新型コロナウイルス感染拡大により顕在化した様々な困難を抱えた女性に対しNPO等各種団体との連携による支援が必要
- 高齢、性的指向・性自認、障害の有無、国籍などを理由とした複合的な困難を抱える人々も含めて人権が尊重され、多様性が尊重される環境づくりが必要

※●の項目は、第4次計画で新たに盛り込む視点

計画の体系

計画の目標

基本目標

男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて

I 男女平等を推進する社会づくり

重点目標

- 1 男女平等意識の浸透
- 2 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し
- 3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実
- 4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶
- 5 生涯を通じた健康づくり
- 6 国際的な男女共同参画の取組の理解促進

II 女性が活躍できる社会づくり

重点目標

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 女性の能力の開発・発揮
- 3 女性の県内定着、U・Iターンのための環境整備
- 4 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保
- 5 農林水産業、商工業等自営業における男女共同参画

III 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

重点目標

- 1 男性中心型労働慣行等の見直し、及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実
- 2 男性にとっての男女共同参画の促進
- 3 子育て環境、介護体制の充実
- 4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 5 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画

計画の推進

- 1 総合的な推進体制及び機能の充実
- 2 計画の進行管理と調査・情報収集
- 3 市町村や国の関係機関との連携
- 4 県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働